

宇城市水道のご使用にあたって

この度は、宇城市水道をご利用頂きありがとうございます。

宇城市の水道は、「宇城市水道事業給水条例」等に基づきご利用いただけます。

水道ご使用上の主な定めは次のとおりです。あらかじめご了承の上、ご使用ください。

1. 水道の使用開始・中止の場合

新たに水道をご使用になる時や水道の使用を中止する時は、**2日前までに「水道使用異動届（開始・中止）」を必ずご提出ください。**

なお、「水道使用異動届（開始）」の提出がない場合は、やむを得ず給水を停止しますので、ご理解をお願いします。

※「水道使用異動届（開始・中止）」の提出には印鑑（認めで可）が必要です。

※開庁時（平日の8時30分から17時15分まで）以外の対応は出来ませんので、お早目のお手続きをお願いします。

※提出方法は、窓口（本庁上下水道課・各支所担当課）、郵送、FAX、でお願いします。

※たとえ居住していなくても、「水道使用異動届（中止）」の提出がない限り、料金が発生しますのでご注意ください。

2. 使用水量の検針

使用水量の検針は、**毎月（月末から月初め）**行っています。

（1）メータボックスの上には物を置かないようにしてください。メータボックスの上に、植木鉢など物を置いたり、バイク等を駐車されたりすると、検針ができないことがあります。

（2）メータボックスの近くに犬などを繫がないようにしてください。犬などの動物がいると検針員がメータボックスに近づけないことがあります。

3. 水道料金の計算方法

（1）通常計算

使用水量に基づき計算します。

詳しくは、料金表をご参照ください。

※料金表は、宇城市HPか窓口（本庁上下水道課・各支所担当課）でご確認いただけます。

（2）日割り計算

月の途中において水道の使用を開始し、又は使用を止めたときの料金は以下のとおりです。

①使用水量が基本水量の2分の1を超えるときは、通常の計算方法による。

②使用水量が基本水量の2分の1に満たないときで、使用日数が15日以内の場合は基本料金の半額とし、その使用日数が16日以上の場合は基本料金とする。

4. 水道料金の支払い方法

水道料金の支払い方法は、**口座振替・納付書払い**が選択できます。

※宇城市では、便利で安全な口座振替をお勧めしています。

5. 給水の停止

(1) 料金支払いの滞納

料金の支払いについては期限内のお支払いをお願いします。催告等を行うにもかかわらずお支払いいただけないときは、原則として給水を停止します。

(2) 事故・災害等

事故や災害などの理由により、やむを得ず給水を停止したり、制限することがあります。

6. 名義の変更

水道使用者の名義を変更したいときは、「水道使用異動届（変更）」の提出が必要です。ただし、この手続きをされる場合は、それまでの権利も継承されますので、詳しくは上下水道課までお尋ねください。

7. 水道メータの交換

水道メータは、計量法により有効期間が8年と定められており、有効期間が満了になるメータにつきましては、宇城市の負担で交換します。

8. 給水装置の管理

道路内の配水管の分岐（水道メータ）から各家庭の蛇口までの給水管は、お客様の所有（財産）となっていますので、適切な管理を行ってください。また、給水装置の故障に伴う修繕については、**水道メータから蛇口まではお客様にて修繕を行ってください。**

なお、修繕をされる際は、「宇城市指定給水装置工事事業者（民間の水道工事店）」に依頼して修繕を行ってください。

※水道メータから道路側の修繕は宇城市上下水道課までお問い合わせください。

9. 水道の水漏れについて

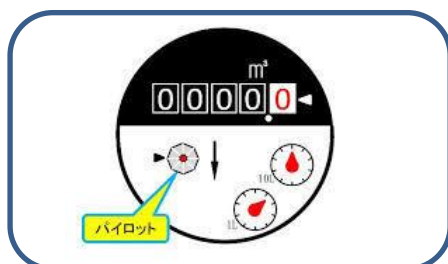
地面や家の壁が濡れていたり、いつもの使用水量に比べ異常に水量が多いときなどは、漏水の疑いがありますのでご注意ください。

(1) 確認方法

ご家庭の蛇口をすべて閉めた状態で水道メータのパイロット部分（銀色のコマ）を確認した際に、**パイロットが回転していれば漏水の疑いが強い**です。パイロットが回転していなければ、漏水の疑いは弱いですが、定期的な確認をお勧めします。

(2) 修繕

水道メータよりも家屋側で漏水していることが明らかであれば、「宇城市指定給水装置工事事業者」へ修理を依頼してください。その際の修理費用や漏水による水道料金もお客様負担となります。ただし、地下埋設管や壁内など、目に見えない箇所の破損による漏水の場合は水道料金の一部減免ができませんので、ご相談ください。



【お問合せ先】

宇城市土木部上下水道課

TEL : 0964-32-1674 (直通)